平成２５年（フ）第１１５０号
札幌市東区北19条東２丁目７番３号　シティ・ハイツ１号
債務者　奈良　幸三
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１７０号
札幌市白石区本郷通２丁目北３番18―101号
債務者　福田　浩江（旧姓東海林）
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１９１号
札幌市北区北36条西３丁目２番35―204号
債務者　野原　裕史
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２１７号
札幌市白石区中央２条６丁目12番５―205号
債務者　岩渕まゆみ（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２２４号
札幌市北区北24条西２丁目１番８号　アイビーパレス24―201号
債務者　掛村　浩介
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２３６号
札幌市北区あいの里３条２丁目５番17号
債務者　鈴木ひとみ（旧姓松井・若林）
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３０５号
札幌市中央区南１条西11丁目１番地300　コトン大通中央303号
債務者　石山　良平
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３０８号
札幌市南区川沿２条６丁目１番35号
債務者　鳩澤ひろみ
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３６９号
札幌市中央区北６条西27丁目１番25―803号
債務者　土田有希子
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３９４号
札幌市白石区栄通６丁目16番６号　アーバンハイムＡ―５―２階
債務者　岩崎　桂司
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３９６号
北海道江別市あけぼの町３番地　あけぼの団地Ｌ３―17
債務者　國井　智恵
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４０９号
札幌市厚別区厚別東２条６丁目２番12号　チェルシー麻里202
債務者　佐々木照幸
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４１５号
札幌市豊平区旭町７丁目５番10号　レジデンス旭105号
債務者　山本　公平
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４６４号
札幌市白石区菊水１条４丁目１番39―15号　ピュアフィールド101号
債務者　小林　明恵
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４９４号
札幌市白石区菊水元町６条１丁目３番８―103号
債務者　大木　茂成
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１７号
群馬県前橋市山王町１丁目32番地18
債務者　渡邉　良夫
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２１８号
群馬県前橋市山王町１丁目32番地18
債務者　亀井ふみ子
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２３６号
群馬県伊勢崎市山王町1075番地１　山王住宅1802
債務者　依田　紀子（旧姓黒柳）
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係